

事業計画策定 ガイドライン(太陽光) 遵守の事例集

事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び同施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項(努力義務)について、それぞれの考え方を記載したものです。

関連参考ページ

●経済産業省：
事業計画策定
ガイドライン(太陽光発電)



●経済産業省：
資源エネルギー庁
なっとく!再生可能エネルギー



相去太陽光発電所 岩手県北上市



岩手県営初の太陽光発電所として2014年11月より運転を開始。日中に限られるが、災害などにより大規模な停電が発生した際には、非常用電源として電気ポットや携帯電話などに電源供給(最大3kW)が可能。

また、近隣の学校の児童や生徒、県民に環境学習の施設としても活用してもらうため、太陽光発電のしくみや発電の状況などを表示する掲示板を設置している。



発電事業者名	岩手県企業局
所在地	岩手県北上市相去町高前檀地内
発電出力	1,009kW
運転開始年月	2014年11月
認定年度	2013年度

- 以前の地目…田、用水路(岩手県立北上翔南高等学校実習地の一部(採草地)、土地改良区の用水路)
- 土地開発において適用された関係法令…
土壌汚染対策法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、景観法、道路法
- 土地開発の設計・施工において配慮・努力したポイント
高校所有の土地の一部を所管替えるため、駐畔を整備して高校所有の土地との敷地境界がはっきり分かるように配慮した。景観保全面では高校が実施していた時と同様の頻度で周辺草刈りを実施していく必要があり、現在も継続中。

■施設の特徴

環境学習の施設としても活用してもらうため、現地見学の際に「より具体的な理解」につながるよう駐車場前に掲示板を設置している。



法令に基づく標識等

- 標識の設置場所：門扉
- 標識の大きさ：縦30cm×横45cm

ポイント
記載項目も必須項目を含めて明確に表示し、発電所名とともに設置。

柵・塀の設置、発電設備との離隔距離

- 柵・塀の種類：金属製フェンス
- 柵・塀の高さ(地盤面から)：180cm
- 発電設備(パネル端)との離隔距離：150cm以上

ポイント
監視カメラを複数台設置し、冬の積雪状況など施設内の状況を日常的に監視できるようにしている。



保安全管理体制

- 電気主任技術者：自社選任
- 点検の頻度：日常点検/月2回、定期点検/年1回
- 日常点検の実施者：外部委託
- 草刈りの頻度：年3回(5・7・9月)

ポイント
定期点検時にはドローンによるパネル撮影を実施し、点検時間の圧縮や画像によるパネル状況の記録保存を実施している。

■他事業者へのメッセージ

- 計画段階では、系統容量がひっ迫しているため連系可能出力を確認する必要がある。
- 記録・書類は保安規程・保守要則など整備し、その規定を遵守すること。
- 巡視点検記録および直営による定期点検記録については紙・電子データで記録を。

仙台東部地区太陽光発電所 宮城県仙台市



仙台市が初めて売電事業に取り組んだ施設。

発電所の売電により得られた収入は、仙台市東部で農業用水を排出する役割を担っている4つの基幹排水機場（高砂南部、大堀、二郷堀、藤塚）の維持管理に充てることで、農業従事者の生産コスト上昇の抑制に努めている。



発電事業者名	仙台市
所在地	宮城県仙台市若林区 荒井字軽石田102-1
発電出力	500kW
運転開始年月	2015年3月
認定年度	2013年度

- 以前の地目…田(古くから農業用ため池として利用されてきた大沼の水辺の広場)
- 土地開発において適用された関係法令…特になし(震災復興計画の一環として整備された施設)
- 土地開発の設計・施工において配慮・努力したポイント
土地開発前から有していた親水・公園的な機能を活かすため、ため池沿いの遊歩道は残しつつ、施設管理上可能な範囲で小高い丘を利用して、周辺環境との親水性を確保する設計とした。

■施設の特徴

予想外のトラブルによる発電停止を極力避けるため、総合的なアフターフォロー体制を考慮して太陽電池モジュールは国産メーカー製を採用している。



法令に基づく標識等

- 標識の設置場所：門扉
- 標識の大きさ：縦30cm×横40cm

ポイント

侵入防止対策として、施設標識の下部および門扉部分に「防犯カメラ作動中」の標識を掲示している。

柵・塀の設置、発電設備との離隔距離

- 柵・塀の種類：金属製フェンス
- 柵・塀の高さ(地盤面から)：220cm
- 発電設備(パネル端)との離隔距離：300cm以上

ポイント

フェンス上部に有刺鉄線を設置している他、施設内にまんべんなく監視カメラを設置し侵入防止対策を徹底している。



保安管理体制

- 電気主任技術者：外部委託
- 点検の頻度：日常点検/月4~5回、定期点検/年4回
- 日常点検の実施者：外部委託
- 草刈りの頻度：年2回(6・8月)

ポイント

トラブルを未然に防ぐために点検の機会が多く設けており、外部委託による日常点検は約週1回のペースで実施している。



■他事業者へのメッセージ

- 計画段階では関係法令・制度の確認、制度変更リスクを考慮した計画策定を。
- 施工・運転においては品質管理体制の構築、安全管理対策を徹底。
- 定期点検の実施、部品交換計画の策定で維持管理しやすいように。

東北電気保安協会南相馬太陽光発電所 福島県南相馬市



太陽光発電設備の保守に必要な技術研修設備として運用。これまでに東北電気保安協会従業員1,000余名の基礎研修を行っており、今後も新入従業員に対して実施していく他、高度な技術研修または外部技術者向け研修も計画。

研修設備であることから2社の逆電力変換装置と2社の太陽電池モジュール、独立した能動型単独運転防止装置を設置している。



発電事業者名	一般財団法人 東北電気保安協会
所在地	福島県南相馬市 原町区泉字前向676-1
発電出力	583kW
運転開始年月	2015年7月
認定年度	2014年度

- 以前の地目…畑、宅地、田、雑種地(周囲には田畑があり、宅地も点在し人が生活していたが、東日本大震災時の津波被害で移転した土地を南相馬市が買い取り、復興整備事業の一環として賃借)
- 土地開発において適用された関係法令…埋蔵文化財保護法、農地法
- 土地開発の設計・施工において配慮・努力したポイント
逆変換装置・連系用受変電設備は防火水槽を意識して配置。地中に遺跡があるため、重量物は埋蔵文化財に影響がない場所へ配置した他、利用できる土地内であつてもゆとりのある機器配置を検討した。



■施設の特徴

設計当初は想定していなかった豪雨による浸水被害があり、対策として逆変換装置・連系用受変電設備の設置場所を嵩上げしている。



法令に基づく標識等

- 標識の設置場所：門扉
- 標識の大きさ：縦42cm×横59.4cm

ポイント
事業計画策定ガイドラインに沿った内容表記で、公道からも見えやすい場所に設置している。

柵・塀の設置、 発電設備との離隔距離

- 柵・塀の種類：金属製フェンス
- 柵・塀の高さ(地盤面から)：200cm
- 発電設備(パネル端)との離隔距離：300cm以上

ポイント
点検時にはフェンスの状態を確認し、異常の実績はないが該当する場合はあれば点検記録書に記載するようにしている。



保安管理体制

- 電気主任技術者：自社選任
- 点検の頻度：日常点検/月1回、定期点検/年5回
- 日常点検の実施者：自社
- 草刈りの頻度：年2回(6・9月)

ポイント
月ごとに総発電量・平均日射量を集計し、日射量に対し発電量が極端に低下していないかを月報を作成して確認している。

■他事業者への メッセージ

- 主要電気工作物は利用土地内で高い個所を選定するべき。
- 工事中の施工状況の確認はもとより、完成検査に立ち会い施工漏れがないか確認を。
- 雑草対策費用は予算化しておいたほうが良い。